



Title	契約責任の帰責根拠としてのfaultの役割 : アメリカ契約法におけるfaultの発見を端緒として [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	木戸, 茜
Citation	北海道大学. 博士(法学) 甲第12522号
Issue Date	2017-03-23
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/65556
Rights(URL)	http://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Akane_Kido_review.pdf (審査の要旨)



[Instructions for use](#)

学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称 博士（法学） 氏名 木戸 茜

審査担当者 主査 教授 曾野 裕夫
副査 教授 池田 清治
副査 教授 会沢 恒

契約責任の帰責根拠としての **fault** の役割 ——アメリカ契約法における **fault** の発見を端緒として——

本論文は、契約違反に基づく損害賠償責任を債務者に課すことはいかなる場合に正当化できるか、すなわち「契約責任の帰責根拠」について、契約当事者の明示の合意違反以外の考慮要素——これを本論文は「**fault**」という——の役割を問うものである。その背景にあるのは、日米における相反する方向性を有する法動向の出現である。すなわち、伝統的に「過失」を帰責根拠とされてきた日本法については、「合意の違反」そのものを帰責根拠とすべきだとする見解が有力化し、その方向に沿った改正論議を経た民法（債権法）改正法案が作成されている。他方で、伝統的に「厳格責任」によるとされてきたアメリカ法については、責任判断は「合意違反」のみによってなされているのではなく、それ以外の規範的な判断が入り込んでおり、また、妥当な紛争解決のためにはそれが必要であるとする見解が有力化している（「**fault** の発見」）。本論文は、このような法動向の理論的背景及び具体的事案の分析の積み重ねを通して、契約責任の帰責根拠における **fault** の役割を浮き彫りにしようとするものである。

本論文の構成は、「序論」、アメリカ法について分析する「第1章 アメリカ契約責任法理の形成と転換」及び「第2章 アメリカ契約法における **fault** の発見」、日本法について分析する「第3章 日本法における契約責任法理の展開」、「第4章 契約内容の決定にかかわる日本法の学説の展開」及び「第5章 日本の裁判例における契約責任の帰責根拠」、そして「終章」からなる。

第1章では、19世紀後半のアメリカで確立した形式主義的な厳格責任に立脚した古典的契約法は、アメリカ契約法の歴史において普遍的な考え方でないことが示される。ここで示されるのは、形式主義的な厳格責任による契約法と、実質主義的な契約法の覇権の変遷である。

第2章では、アメリカ法における **fault** をめぐる学説と裁判例が検討される。学説としては、特に不完備契約においては当初合意の違反のみを基準に責任判断をすることは不適切であること、そして規範的な判断が必要となるとする議論が有力化していることが示される。そのうえで、具体的には不完備契約の典型である必要量購入契約（**requirement contract**）を中心に裁判例を分析し、責任判断構造において明示の合意違反以外の考慮要素——例えば、債務者や債権者の機会主義的行動——が用いられていることが明らかにされる。すなわち、明示の義務違反があっても責任が否定される事案、明示の義務違反があっても追加的な考慮要素で責任肯定を補強する事案、さらに、明示の義務違反がなくても責任が肯定される事案があることなどが示される。

第3章では、民法415条、416条、418条の起草過程が分析され、明治民法における債務不履行責任は、過失責任主義を採用するものではなかったこと、また、418条（過失相殺）

については、415条が債務者の帰責事由を要件としないこととのバランスから、債権者の過失を損害賠償額の減額事由とすることが構想されていたことが指摘される。

第4章では、星野英一を起点として現代にいたる日本の契約法学説は、裁判所による契約内容決定への介入に寛容であることから、当事者の合意に還元されない要素によって帰責根拠を構成する素地が日本の契約法にあり、日本において合意違反に帰責根拠を求める枠組みを採用しても、それが徹底されることはないであろうとの見通しが示される。

第5章は、日本の裁判例の分析にあてられ、アメリカ法におけるのと類似の責任判断がなされていることが明らかにされる。すなわち、継続的な取引関係における損害賠償請求に関する裁判例は、「債務の本旨不履行」と「過失」とが明確に区別されることなく、むしろ合意違反以外の考慮要素（*fault*）に着目した判断がされているという。

終章では、以上の分析をまとめ、契約責任の帰責根拠として「合意違反」だけによることは、日本法はもちろん、厳格責任をとるとされるアメリカ法でもなされておらず、規範的要素を入れることによって妥当な紛争解決が導かれていることを、肯定的に評価されている。また、民法改正法案415条が、帰責事由の判断における考慮要素として「契約その他の発生原因」と並んで、「取引上の社会通念」を規定することも肯定的に評価されている。

以上のとおり、本論文は、明確かつ意欲的な問題意識に基づいて、契約責任の帰責根拠のあり方を多面的に分析するものであり、妥当な紛争解決のためには合意違反以外の帰責根拠（*fault*）の判断が不可避であること、その*fault*の内実は「過失」とは異質のものであることを示すことに一定程度の成功をおさめているといえる。また、帰責根拠を、責任の存否のみならず、過失相殺や損害軽減義務による損害賠償額の調整も含めて、総合的なシステムとしてとらえようとしている点も有益な視点であって価値が高い。

他方で、検討が不十分な点もある。第1に、*fault*を帰責根拠とする事案類型として検討されているのが、不完備契約になりやすい継続的取引関係を中心とするものであることから、その議論の有用性ないし射程がどのような事案に及ぶのかが十分に明らかにされていない。また、関連して、継続的取引関係の解消をめぐる豊富な議論の蓄積に十分に対応できていないきらいもある。しかしながら、本論文自体、不完備契約に分析を絞っていることは意識的におこなっていることであり、その射程の拡張の可能性は今後の研究の進展を待つべき問題であろう。また、継続的取引関係をめぐる議論への応接についても、それらの議論の焦点が、契約責任の帰責根拠ではなくて、契約解消の可否にあることをふまえれば、今後の研究の展開に待つべきことといえる。

第2に、契約責任の存否又はその範囲の判断において「明示の合意違反」以外の規範的判断を行う方法としては、*fault*によるのではなく、*implication by law*による「黙示の合意」を読み込む手法もあることが本論文でも指摘されているところ、両者の関係や棲み分けが明確になされているとはいえないこと（例えば、第4章の分析は、契約内容への介入の許容性に関するものであるから、むしろ「黙示の合意」のアプローチに親和的ではないかとも思われる）、また、*fault*の内実について、その中核に機会主義的行動があるという点を超えて、その全体像の定式化・分節化が必要であることが指摘された。しかし、これらの点は、今後の課題として本論文自体が自覚しているところであり、少なくとも責任判断において「明示の合意違反」以外の考慮要素が作用することを明らかにすることには成功しているといえる。

以上のように、本論文は先行研究と現時の理論状況に対する重要な問題提起を行うものとして、議論を一步先に進める足がかりとなる価値の高い論文と評価することができ、本審査委員会は、審査委員の全員一致で、本論文が博士（法学）の学位を授与するに相応しいと判断した。